

(平成26年11月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から同年12月まで

私は、昭和49年\*月頃に、国民年金の加入手続を区役所で行った。

結婚した昭和50年7月以降の国民年金保険料は、私の夫が夫婦二人分を一緒に納付していたので、申立期間の保険料も納付してくれたと思うが、夫は既に他界しているため、保険料額等具体的なことは分からない。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、20歳に到達した昭和49年\*月に国民年金に加入して以降、60歳になるまで、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無い上、当該期間は3か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人の特殊台帳の昭和51年度の摘要欄には、「集合徴収」の記載が認められることから、同年度の未納保険料に対し、社会保険事務所（当時）から申立人に対して納付勧奨が行われたことが推認できる上、申立期間直後の昭和52年1月の国民年金保険料は過年度納付されていることが当該特殊台帳で確認できることから、申立人の夫が申立期間の保険料についても一緒に過年度納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 4 月に、国民年金と国民健康保険の加入手続を区役所で行った。その際、現在所持している国民年金手帳が発行された。

加入手続時に、区役所の職員から、20 歳となった昭和 44 年\*月から 47 年 3 月までの約 3 年間分の国民年金保険料を遡って払えと聞き、何回かに分けて区役所で納付した。申立期間の納付保険料額は、月額 500 円ぐらいであったと思うが、具体的な納付時期は憶<sup>おぼ</sup>えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月に、国民年金と国民健康保険の加入手続を区役所で行い、その後、20 歳となった 44 年\*月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を遡って何回かに分けて納付したと述べているところ、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、同年 4 月頃と推認されることから、申立人の加入手続時期についての主張と一致する上、当該時点において、申立期間の保険料は第 1 回特例納付及び過年度納付により納付することが可能である。

また、申立人の特殊台帳において、申立期間直後の昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できるが、オンライン記録においては、当該納付記録は 61 年 5 月 6 日に追加処理されたことが確認でき、行政側の記録管理に不備があったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無い上、長

期にわたり保険料の前納及び付加保険料の納付を行い、国民年金基金にも加入していることから、申立人が11か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年2月までの期間及び59年11月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から56年2月まで  
② 昭和59年11月から60年3月まで

私は、昭和54年4月頃に、当時勤務していた会社の寮があった区の区役所で、国民年金の加入手続を行った。

申立期間①の国民年金保険料は、会社が給与天引きにより納付してくれていた。

申立期間②の国民年金保険料は、昭和59年11月に会社を退職して、60年頃に、転居するに当たって、国民年金保険料、国民健康保険料及び税金などの清算すべき事項を確認したところ、当該期間の国民年金保険料が未納となっていることが判明したので、私が、普通預金通帳の記録のとおり、61年11月に現金30万円を引き出して、区役所の窓口でまとめて納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和52年4月頃に、国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料については、勤務していた会社が給与天引きにより納付してくれていたと主張しているが、保険料を納付してくれていたとする同社は既に解散しており、申立人の当該期間の保険料の納付状況を確認することができないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金保険料相当額の給与天引きがあったことを示す給与明細書等を所持していないため、当時、申立人が勤務していた会社が申立人の保険料を納付していたことについて確認ができない上、申立人が当時

居住していた区の申立人に係る国民年金保険料年度別納付状況リストにおいても、申立期間①の保険料の納付記録を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、当該期間の国民年金保険料を昭和 61 年 11 月に、区役所の窓口でまとめて納付したと主張しているが、同年 11 月時点において、当該期間の保険料は過年度納付することができるものの、制度上、区役所で過年度納付することはできない。

また、申立人は、「普通預金通帳の記録のとおり、昭和 61 年 11 月に現金 30 万円を引き出して、未納であった国民年金保険料、国民健康保険料及び税金を納付した。」と主張しており、その証拠として、国民健康保険料の一部の領収証書等を提出しているが、申立人は、国民年金保険料、国民健康保険料及び税金のそれぞれの納付額を具体的に憶<sup>おぼ</sup>えていないため、当該現金引き出し額から申立人の申立期間②の国民年金保険料の納付を検証することはできない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7289 (事案 4379 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月から 56 年 6 月まで

私は、前回、昭和 54 年 6 月に職場を退職し、海外留学したが、私の父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、帰国後の 56 年 7 月に次の職場に就職するまでの間、私の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できないとして申立てを行ったが、認められなかった。

今回、私の母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたことや、帰国後、その保険料の半分の金額をボーナスで母親に返済したことをはっきり思い出したので、再申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回の申立てにおいて、昭和 54 年 6 月に職場を退職後、56 年 7 月に次の職場に就職するまでの間、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、i) 申立人自身は国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする父親は既に他界していることから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であること、ii) 申立期間当時、申立人が居住していた区において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、オンライン記録においても、申立人が当該期間当時、国民年金に加入していた記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であることなどから、年金記録の訂正は必要でないと判断され、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき、平成 22 年 9

月 29 日付けで通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたことや、帰国後、その保険料の半分の金額をボーナスで母親に返済したことを思い出したと主張しているが、当該期間の保険料を納付してくれたとする母親は既に他界していることから、当該期間の保険料の納付状況が不明である上、申立人は、母親へ返済した金額やその対象を具体的に記憶していないなど、当該期間の保険料が納付されたとする事情を見いだすことができない。

また、申立人から、申立期間の国民年金保険料の納付に関する新たな情報や資料の提出も無い。

そのほかに、年金記録確認 A 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで

私が20歳になった昭和58年\*月頃、町役場に勤務していた父親が、同役場で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、父親が父親名義の預金口座から口座振替により納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年\*月頃、申立人の父親が町役場で申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているところ、申立人は自身の国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする父親及び母親からは、証言を得られないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金加入手続き時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和61年3月ないし同年4月と推認できることから、申立内容と一致しない上、申立期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、父親が口座振替で申立人の保険料を納付してくれていたと述べているところ、申立人から提出された父親名義の預金通帳の写しによると、昭和58年10月から61年2月までは、一人分の保険料が2か月ごとに引き落とされ、同年4月から62年5

月までは、保険料の引き落としが無いことが確認でき、これは、61年4月から第3号被保険者となった母親の保険料納付記録と一致していることから、父親名義の預金口座からの口座振替による保険料の納付については、母親の保険料に係るものであったと推認される。

加えて、申立人の主張のとおり、父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。